



事業主・人事労務担当者のための

マンガでわかる！ 在籍型出向



その技術・経験を
生かしたい。



～失業なき労働移動を目指す再就職・出向の専門機関～

公益財団法人 産業雇用安定センター



登場人物



事業主が困ったときに現れる妖精。得意技はタイムスリップ。果たしてその正体は……



産業雇用安定センターのコンサルタント。
「従業員の雇用を守る事業主の応援団長」を
自認し日々奮闘中。



地域に根差すスーパーマーケットを経営。
慢性的な人手不足が最大の悩み。



ある地方都市のホテル経営者。コロナ禍の大打撃で従業員の雇用維持に赤信号。



レストラン経営者。個性あるメニュー開発に
挑戦中。そのための即戦力が欲しい！

事業主・人事労務担当者のための

マンガでわかる！ 在籍型出向

2021年9月
とある地方都市。
ここにも悩める経営者が一人……



公益財団法人 産業雇用安定センター







タイムスリップして
2人がやってきたのは……
1年前…

観光都市の小さなホテル



インバウンド需要の減少で
ホテルの宿泊客が大幅に
減ってしまった……



在籍型出向?
何それ?
初耳だよ~

在籍型出向
してもらつたら
どうかしら?
な、何だい?

「在籍型出向」の基本 Q & A

Q1
「在籍型出向」
って何？

A1

従業員の籍を自社(出向元)に置いたまま、別会社(出向先)の業務に従事させるしくみのことです。従業員は出向元・出向先両方の企業と雇用契約を結びます。

Q2
派遣との
違いは？

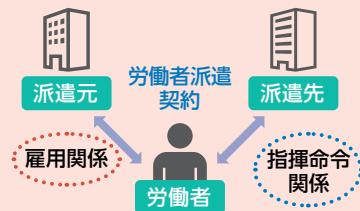
A2

派遣労働者は、派遣元企業とのみ、雇用契約を結びます。派遣先企業から業務に関する指示を受けるものの、雇用契約はありません。在籍型出向では、従業員は出向元企業、出向先企業それぞれと雇用契約を結ぶので、2つの雇用関係が成立します。

在籍型出向 (形態は労働者供給に該当)



派遣契約



Q3
在籍型出向は
以前からあるのに、
最近話題になつ
ているのはなぜ？

A3

在籍型出向は、これまで、企業グループ間・関係会社間の雇用調整や人的交流において行われる傾向にありました。コロナ禍で、事業縮小した企業の雇用維持と慢性的な人手不足の業種が労働力を得るしくみとして、注目を集めています。

Q4
在籍型出向に
ついて、相談でき
るところは？

A4

最寄りの産業雇用安定センターにご相談ください。本冊子裏表紙や下記から連絡先が確認できます。

- 産業雇用安定センター全国事務所・駐在所 所在地一覧
<http://www.sangyokoyo.or.jp/about/location/index.html#01>



産業雇用安定センターは、 在籍型出向のマッチングを支援しています。

産業雇用安定センターとは……

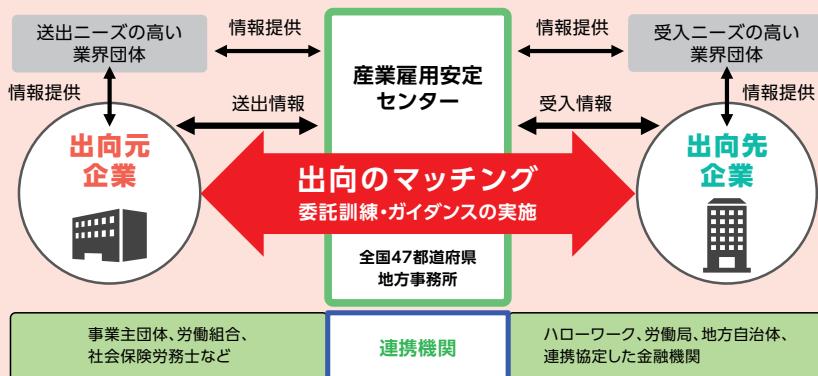
1987年、労働省(当時)、日経連、産業団体などが協働して設立。以来30余年にわたり「失業なき労働移動」を掲げ、出向・移籍などを支援。

- ・全国の労働局・ハローワークと連携
- ・全国47都道府県に事務所を設置
- ・相談、紹介、仲介、あっせんの費用は無料
- ・出向支援の実績およびノウハウが豊富
(設立以来、22万人の出向・移籍の支援実績)
- ・1人の求職者に1人のコンサルタント体制を整備

最初から最後まで、
一人の人が担当
してくれるんだ。
安心!



雇用を守るために出向移籍プログラム2020



みよ
う!
相談
して

2020年6月1日、産業雇用安定センターは、「雇用を守るために出向移籍プログラム2020」の取組みを開始しました。上図のように、出向元企業および出向先企業それぞれの関係各所と連携しながら、双方企業に対して在籍型出向のマッチングを無料で行っています。



タイムスリップして
現在

2021年に戻ってきた2人…

在籍型出向は出向先とも雇用関係を結ぶのか。そのまま出向先に…なんてことはないのかな？

繁忙期だけ人を増やしたい、コロナが収束するまでは事業縮小せざるを得ない、

といった企業のニーズをマッチさせているの。ハローワークからセンターを紹介される人も多いわ。



でも…こういうのって、始めるのが大変なんじゃない？

それなら安心だ！





在籍型出向を始めるには？



& A



Q1

どんな準備が必要？

A1

在籍型出向は、おおむね以下のステップで進めます。

従業員の
個別同意
就業規則等の整備
労使の話し合い

出向先の選定
出向先との
話し合い

出向契約の
締結

労働条件等の
整備

➡
スタート

従業員の理解を深めるために、出向先企業の職場見学を行ったり、出向希望者を募ったりする企業もあります。



Q2

出向契約で
定めておくことは？

A2

次のようなことを定めます。

出向期間／職務内容／職位、勤務場所／就業時間、休憩時間／休日、休暇／出向負担金、通勤手当、時間外手当、その他手当の負担／出張旅費／社会保険・労働保険／福利厚生の取扱い／勤務状況の報告／人事考課／守秘義務／損害の賠償／途中解約／その他(特記事項)

Q3

出向先企業が
チェックしておき
たいことは？

A3

次のようなことを定めます。

契約期間／労働契約を更新する場合の基準／就業場所および従事すべき業務／労働時間、休日、休暇／賃金／退職に関する事項など

就業規則(出向規程)や出向契約書の参考例が見られる
サイトがあります。

詳しくはP19をご覧ください。





在籍型出向の例



事例1 観光バス業から精密部品輸送業へ

〈出向元企業〉

訪日外国人旅行者を専門としているが、観光バスが運行できない状況。バス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、出向を活用して雇用維持を図りたい。

〈出向先企業〉

精密部品を専門として輸送しているが、運転手が慢性的に不足しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる丁寧かつ繊細な運転が期待できるので、出向として受け入れたい。

事例2 業務用酒類販売業から生活協同組合へ

〈出向元企業〉

緊急事態宣言の発出による居酒屋・レストランからの酒類や各種飲料の受注が大幅に減少し、配送担当従業員の雇用が過剰となつた。雇用の維持を最優先に考え、出向を活用した。

〈出向先企業〉

家庭での食材や日用品の注文により繁忙を極めているが、配送ドライバーや物流センターのピッキング要員が確保できていなかつた。

事例3 旅行代理店から保育園へ

〈出向元企業〉

インバウンド観光客を対象とする旅行企画・営業がほとんど稼働していない状況だが、担当者の雇用は維持したいので出向を活用したい。

〈出向先企業〉

保育園での給食の調理補助者が育児休業をすることとなったので、1年間の有期雇用での求人を出していたが、出向での受け入れを考えたい。



産業雇用安定助成金について

- 対象：新型コロナウイルス感染症の影響で、雇用維持を図るために在籍型出向を実現した出向元事業主と出向先事業主
- 対象期間：2021(令和3)年1月1日以降に行った出向が対象
※助成対象となる出向期間は1カ月～最長2年間まで
- 助成金の種類
 - ・出向初期経費：1人あたり最大15万円
 - ・出向運営経費：出向期間中の賃金や教育訓練経費等に対して上限12,000円/日

※助成金の支給にはさまざまな条件があります。詳しくはP19に案内のサイト等をご確認ください。



給与や雇用保険料・社会保険料の取扱い Q & A

Q1

給与はどちらが
支払う？

A1

給与の支払い方法は、主に以下の2つがあります。
①出向先企業が直接従業員に支払う ②出向先企業が
出向元企業に支払い、出向元企業が従業員に支払う
なお、給与額は出向元と出向先で決めます。

Q2

雇用保険料は
どうなる？

A2

2つ以上の企業と雇用関係にある従業員の場合、生計
を維持するのに必要な主たる賃金を受けている企業のみ、
雇用保険の被保険者となります。つまり上記①の
場合は出向先、②の場合は出向元となります。

Q3

労働者災害保険
はどうなる？

A3

労働災害は実際に従業員が労務を提供している企業に
適用されます。出向先で指揮命令を受けて業務に従事
しているので、出向先企業で労働者災害補償保険を適
用することとなります。

Q4

厚生年金保険・
健康保険は
どうなる？

A4

従業員に直接、給与を支給する企業が適用されます。
A1の回答で①の場合は出向先、②の場合は出向元と
なります。ただし、実際の費用負担については、出向元、
出向先双方の企業で話し合い、出向契約にきちんと記
載しておきましょう。

コンサルタントさんが話し合いの場を設定してくれます。

十分に話し合うことができるから、経営者も安心！





それから数ヶ月後

ありがとうございます！

いらっしゃいませ！

SUPER MARKET

営業職の接客経験は貴重だからな
ウチも助かるし
ワインワインって
ヤツだな

難しい言葉知つて
るのね、社長さん

そうか、そうか
来てもらつて
良かつたな！

彼、よく
働いてくれて
大助かりですよ

また
お越しください！

おっ!! 妖精さん!!

キミのおかげで
うまくいったわーい!!

妖精?

コントラル
ねさんだよ
社長、
大丈夫?

良かつた～

在籍型出向を、もっと詳しく知るために

下記のサイトでは、在籍型出向について詳しく説明しています。
ぜひ、ご参考ください。

● 公益財団法人産業雇用安定センター

<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

※就業規則（出向規程）および出向契約書の参考例のワード文書をダウンロードすることができます。



● 産業雇用安定センター紹介動画【在籍型出向制度：大阪事務所】

<https://www.youtube.com/watch?v=lsEuXAB-XZI>



● 厚生労働省 在籍型出向支援

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page06_00001.html



● 在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/000739527.pdf>



● 動画による「在籍型出向で従業員の雇用を守りませんか」

<https://www.youtube.com/watch?v=lJ77IHkzBYY>

※動画内で使用しているスライドは「在籍型出向支援」ページにて確認できます。



● 産業雇用安定助成金ガイドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/000734455.pdf>



● 動画による産業雇用安定助成金のポイント解説

<https://www.youtube.com/watch?v=8QPdgRHwLaU>



〈受入側〉

在籍型出向制度

導入事例

株式会社万代



株式会社万代
取締役 河野竜一様

在籍型出向で創る、 スキルの相乗効果。

株式会社万代

〒577-8543 大阪府東大阪市渋川町 3-9-25

代表者 代表取締役社長 阿部秀行
事業内容 食料品・住居関連商品・酒
類等を販売するスーパー
マーケットの経営



株式会社万代 田原本店

在籍型出向のマッチング事例

■ 需要過多で作業負担に苦悩する

当社は、関西圏を中心には155店舗のスーパー・マーケットを展開する企業です。緊急事態宣言発令や外出自粛要請などで、消費行動に変化があり、生活必需品を扱うスーパー・マーケットの需要が高まりました。そのような状況下の中で、当社では、従業員の手洗い・マスクの着用・健康状態の管理はもちろんのこと、お客様の感染症対策を行いながら営業を続けていましたが、従業員の作業負担が大きくなり、接客品質に影響が出てしまった苦悩がありました。

■ 顧客満足度につながる「在籍型出向」

今まで様々な雇用確保の手段を試みましたが、当社のような小売店は通常時でも雇用を確保しつらく、折角雇用できたとしてもなかなか定着に至らない現実があります。そんな中で、産業雇用安定センター様にご紹介いただけたのが、在籍型出向制度でした。この制度を通して現在、人材を確保し従業員の作業負担を軽減できるだけでなく、企業間の情報を共有することができます。

また当社では大きく二つのメリットを実感しています。一つは「足元を見つめ直すこと」です。当社では新しい従業員を受け入れることに伴い、他企業の大好きな方を迎える側として自社の環境を見つめ直す良い機会になりました。例えば、従業員一人一人の自分の役割を明確に理解してもらい、新しい成長をし

ていくよう、各店舗での売り場作りを改め、常にお客様の目線に立つて接客するよう取り組んでいます。

二つ目は「顧客の満足度」です。出向いただいた方が、これまで当社にはなかった方法でお客様の一々に対応できるスキルを持っており、このスキルを活用していくことでお客様の満足度につながることができました。これを受けて当社の従業員が良い刺激を受け、売り場全体を活性化していく良いきっかけにもなりました。在籍型出向を活用することで、お客様に満足がいただける「安心・安全・高品質」の提供にもつながっています。

■ 相互的なノウハウ活用をする

働きやすい環境を作り出すことができるだけなく、出向いただいた労働者の方にも当社のノウハウを持つて帰つていただけるため、相互のノウハウを共有できる取り組みに今後の可能性を感じます。

産業雇用安定センター様からの紹介は、異業種であつてもミスマッチの無いように話し合いで重ねていただけるため、全国155店舗を展開している当社でも、安心して在籍型出向をお願いすることができます。また、状況に応じて双方の企業を訪問し、ヒアリングを実施していただきため、お互いに納得感を持つて在籍型出向制度を利用することができます。当社は企業間のノウハウを活用しながらアフター口外のなかでより働きやすい環境を作り、数あるお店の中から選んでいただける企業として活躍するため取り組んでいきたいと考えます。

〈送出側〉

在籍型出向制度 導入事例 スイスポートジャパン株式会社



スイスポートジャパン株式会社
人事企画部兼人事管理部 部長 宮下竜哉様

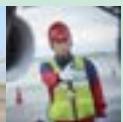
コロナ禍の困難を、 在籍型出向で切りひらく。

スイスポートジャパン株式会社

〒598-0048 大阪府泉佐野市りんくう往来北 1 番地 SIS りんくうタワー 12F

代表者 代表取締役社長 CEO 武智賀 愼

事業内容 旅客業務、オペレーション業務、ランプ業務、貨物業務、整備補助業務、プライベートジェット機業務など、航空機の離発着を支援する空港グランドハンドリング関連事業を、成田・羽田・中部・関西・福岡・那覇の 6 空港で提供。



■ 新型コロナウイルス感染症の影響から、 従業員の雇用を守りたい

当社が在籍型出向の活用を決断したのは、従業員の雇用を守りたいという思いからでした。当社は空港グランドハンドリング事業を主力事業としている企業です。2020年から新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、航空業界全体において需要が縮小しています。当社でもその影響は強く受けており、2020年3月より、多くの従業員に休業してもらっていました。雇用調整助成金と会社の資金を出し、従業員には休業中も給与を支給しておりましたが、雇用調整助成金はいずれ縮小・終了すると思っていました。また、何より働きかずして給与を貰えているという状態が長期間続くことは、従業員のモチベーションに良い影響は与えないと思ったのです。

■ 在籍型出向の活用が、 アフター「コロナ」の企業成長を実現

企業として組織のスマリ化は、出来るだけ避けたいと考えていた当社では、様々な制度を活用していました。その中でも今回、特に目立った効果を上げているのが在籍型出向の制度です。在籍型出向を実施した結果、大きく三つのメリットがあると感じています。「1つ目は雇用についてです。多くの従業員に休業してもらいながらも給与を払い続けている当社にとって、「ノーワーク・ノーベイ」の基本原則に立ち戻ることが出来たのは、非常に大きいです。2つ目は従業員に対して働く環境を提供できることです。従業員のモチベーションに繋がったと感じております。従業員からもそのような声を頂いています。3つ目は「ユーノーマル」に向けた変化を経験できました。当社では、アフター「コロナ」においては、日本のスタンダードが大きく変化するのではないかと考えています。そのように考えたとき、「ユーノーマル」に向かって変化を先取りし、経験しておくことは、当社と

■ 在籍型出向成功の陰に光る、 従業員目線での事前準備

「従業員の雇用を守る」という目的的に對して、在籍型出向は大きな効果を發揮してくれたと感じています。出向後一ヶ月前後では、苦労している様子の従業員も多く見られましたが、「一ヶ月目以降は多くの従業員が環境に慣れ始め、「スイスポートジャパンの業務で活かせそうなどと学べた」というような報告を受けたことも増えてきました。

今回当社が在籍型出向でこのような成果を上げることができた背景には、幾つかの要因があると考えています。その中でも最も大きかったことは、事前の丁寧な準備です。例えば、従業員とのコミュニケーションの手段を明確にしていたことが一つ挙げられます。まずは出向先ごとに従業員への説明会と質疑の場を設けました。また、情報収集の窓口となる担当者をアサインするなど、出向した従業員が当社とコミュニケーションを取るための環境と方法を整え、出向と聞いて不安を抱える従業員の視点に立ち、プロセスを整備しました。まだ、課題や改善の余地はあります、このことによって、従業員の皆様には安心して出向していただけたのではないかと考えています。

産業雇用安定センター様にサポートしていただけたことも、非常に大きかったです。当社では出向先の企業についても、例えは「既に在籍型出向の活用経験がある企業」など、幾つかの条件を設定していました。従業員に余計なストレスをかけないためにも慎重に出向先を選んでいる中で、産業雇用安定センター様が事前に、「こういう企業に訪問しますが、ご興味はございませんか」などと連絡を下さったため、納得して出向先企業を選ぶことができました。また当社のカルチャーや人材を認識された上で、出向先企業をご提案頂けたことも、大きかったと感じています。

従業員の更なる成長を考えたときに、非常に有効だつたと感じています。



愛知事務所
コンサルタント
渡瀬 宏幸さん

コンサルタント
に聞く

従業員を守りたい、 そんな事業主を守るのが 在籍型出向です。

産業雇用安定センターは、全国47都道府県事務所にて在籍型出向の支援を展開しています。前ページにご紹介のスイスポートジャパン株式会社様を担当した愛知事務所コンサルタント・渡瀬宏幸さんに聞いてみました。

——コロナ禍における在籍型出向の支援は、どのようにスタートしましたか。

愛知事務所が本格的に出向支援を始めたのは2020年の夏前です。当事務所の登録企業のうち600社に出向への関心を尋ね、在籍型出向のしくみやメリットを説明させていただきましたし、県内ハローワーク、県経営者協会、商工会議所、信用金庫などの金融機関を訪問し、出向に関心を示してくれそうな企業を紹介いただけないか、協力を仰ぎました。そんな中、2020年7月に中部経済産業局が実施した「出向に関する企業向けアンケート」にご回答された企業102社を足掛かりに、受入案件の情報入手が加速してきました。今年に入って、愛知県労働局が実施した「出向・移籍受入に関するアンケート」に回答した170社についても情報提供をいただきました。

——従業員の送出を希望する事業主の方と面談して、いかがでしたか。

在籍型出向の支援をしていく中で感じるのは、事業主の皆さまの「従業員を守る！」という堅い決意です。スイスポートジャパン様を担当させていただいたときも、同社のトップの方が、「厳しい経営環境の中でも雇用維持が最優先」と繰り返されていたのが印象的でした。

——在籍型出向を支援するにあたり、留意していたことはありますか。

大きく2つ挙げられます。

1つ目は、受入企業に受入のメリットを確実に訴求すること。特に中小企業では出向制度を取り入れている企業は（ほぼ）なかったこともあり、出向制度の内容および受入のメリットは詳しくお話をさせていただいています。

2つ目は、自分自身の中で固定観念を作らないこと。これまでの出向・移籍では同じ業界内だった

り、出向者の職種や経験を尊重してご案内することが多かったのですが、異業種間でも、未経験の職種でも、ご興味を示していただける求人なら、コンサルタントのフィルターを通さずに紹介しようと決めました。スイスポートジャパン様に紹介した出向先は、製造業、ホテル業、タクシー会社など、同社の事業とは異業種の企業です。スイスポートジャパン様からは「バリエーションのある業種・業態の情報をスピーディーに提供いただいた」「従業員は出向先で学んだことを復職後に活かせそう、と言っている」など、うれしいお言葉をいただきました。

——在籍型出向のマッチングのポイントは何だとお考えですか。

ロスのない企業間協議を行うこと、それをコンサルタントが“お膳立て”できればと思っています。出向に関する諸条件はいくつもあります。希望職種、希望する人の年齢層、就業時間・残業時間等の就業条件、これらは協議前の大前提としてお伝えしますが、さらに出向期間、出向負担金、残業等の諸手当、通勤費、就業場所、社宅の有無、社宅代、食事代までをも相手の企業様に情報提供しています。やはり受入環境等、就業条件の良し悪しが成立に大きく左右しますね。

——最後に、在籍型出向を検討している事業主の方にひとこと。

可能でしたら、出向先の企業見学をおすすめしたいです。自社の従業員がどのような環境で働くのかを事業主や上層部の方には見ておいてほしいと思います。それは受入企業との信頼関係にもつながります。また、悩みや疑問があれば、ぜひとも私たちに相談してほしいと思います。企業経営が非常に厳しい中、従業員を守るために支援を求めていらっしゃる皆様の心境や現状に寄り添う立場として、一緒に歩んでいきたいと思っています。



公益財団法人 産業雇用安定センター

<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

産業雇用安定センターは、
失業なき労働移動をめざす
人材マッチングの専門機関です。

| サービス一覧

無料 再就職・出向の人材マッチング

無料 人材育成・交流、キャリアアップのための出向支援

無料 キャリア人材バンク（60歳以上の方を対象にした再就職支援）

事業主・人事労務担当者のための
マンガでわかる！在籍型出向 2021年 月 日発行

発 行 公益財団法人産業雇用安定センター

発行人 福士 亘

発行所 公益財団法人産業雇用安定センター

〒136-0071

東京都江東区亀戸2-18-10 住友生命亀戸駅前ビル5階

TEL 03-5627-3600(代) FAX 03-5627-3650

編 集 株式会社廣済堂

印 刷

発行者の許諾なくして本冊子の複製物の発行・販売を禁じます。

産業雇用安定センター 都道府県事務所

			TEL	FAX
北海道事務所	〒060-0001	札幌市中央区北1条西2-2 札幌時計台ビル8階	011-232-3853	011-232-1138
青森事務所	〒030-0801	青森市新町2-2-4 青森新町二丁目ビルディング8階	017-777-8702	017-777-8688
岩手事務所	〒020-0022	盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル5階	019-625-0434	019-621-8087
宮城事務所	〒980-0014	仙台市青葉区本町1-1-1 大樹生命仙台本町ビル9階	022-726-1826	022-216-7700
秋田事務所	〒010-0951	秋田市山王3-1-7 東カントリービル4階	018-823-7024	018-883-4215
山形事務所	〒990-0034	山形市東原町2-1-20 山形ロイヤルセンチュリービル4階	023-624-8404	023-624-8518
福島事務所	〒960-8031	福島市栄町6-6 NBFユニックスビル10階	024-523-4520	024-523-4521
茨城事務所	〒310-0803	水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル4階	029-231-6044	029-233-3602
栃木事務所	〒320-0811	宇都宮市大通り1-4-24 MSCビル6階	028-623-6181	028-650-4143
群馬事務所	〒371-0844	前橋市古市町1-50-1 吉野屋ビル3階	027-255-2586	027-280-3402
埼玉事務所	〒330-0845	さいたま市大宮区仲町3-13-1 住友生命大宮第二ビル2階	048-642-1121	048-646-4915
千葉事務所	〒260-0045	千葉市中央区弁天1-15-3 リードシーキヤ駅前ビル6階	043-216-3670	043-216-3675
東京事務所	〒160-0023	新宿区西新宿4-15-3 住友不動産西新宿ビル3号館5階	03-5358-7421	03-5358-7425
神奈川事務所	〒231-0013	横浜市中区住吉町6-68-1 横浜開内地所ビル3階	045-680-1231	045-681-0240
新潟事務所	〒950-0087	新潟市中央区東大通1-2-25 北越第一ビル10階	025-245-3520	025-242-3181
富山事務所	〒930-0857	富山市奥田新町8-1 ポルファートとやま10階	076-442-6900	076-439-2860
石川事務所	〒920-0869	金沢市上堤町1-12 金沢南町ビル4階	076-261-6047	076-234-7651
福井事務所	〒910-0005	福井市大手2-7-15 明治安田生命福井ビル4階	0776-24-9025	0776-24-9045
山梨事務所	〒400-0031	甲府市丸の内2-16-4 丸栄ビル5階	055-235-6236	055-235-6252
長野事務所	〒380-0921	長野市栗田源田塙1000-1 長良長野東口ビル3階	026-229-0555	026-229-0333
岐阜事務所	〒500-8163	岐阜市鶴舞町2-6-7 ワークプラザ岐阜3階	058-246-7060	058-246-7062
静岡事務所	〒740-0851	静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階	054-255-1343	054-652-3259
浜松駐在	〒430-0928	浜松市中区板屋町110-5 浜松第一生命日通ビル13階	053-458-3621	053-458-3622
愛知事務所	〒450-0003	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル4階	052-583-8876	052-583-8886
三重事務所	〒514-0009	津市羽所町700 アスト津2階	059-225-5449	059-221-6197
滋賀事務所	〒520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル6階	077-526-3991	077-526-2761
京都事務所	〒604-8162	京都市中京区烏丸通六角下ル七觀音町623 第11長谷ビル9階	075-211-2331	075-253-3066
大阪事務所	〒540-6591	大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル4階	06-6947-7663	06-6949-4487
兵庫事務所	〒650-0022	神戸市中央区元町通6-1-8 東栄ビル1階	078-366-4252	078-366-1080
奈良事務所	〒630-8115	奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル4階	0742-24-2015	0742-24-2017
和歌山事務所	〒640-8317	和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター3階	073-432-4690	073-432-4731
鳥取事務所	〒680-0835	鳥取市東品治町102 鳥取駅前ビル3階	0857-20-1500	0857-20-1502
島根事務所	〒690-0007	松江市御手場町551 ニッセイ松江ビル6階	0852-27-1151	0852-27-1180
岡山事務所	〒700-0826	岡山市北区磨屋町10-20 磨屋町ビル4階	086-233-3081	086-233-1227
広島事務所	〒730-0036	広島市中区袋町3-17 シンショービル9階	082-545-6800	082-541-5377
福山駐在	〒720-0812	福山市霞町1-1-1 福山信愛ビル7階	084-927-3511	084-927-3512
山口事務所	〒754-0014	山口市小郡高砂1-8 MY小郡ビル4階	083-973-8071	083-974-5135
徳島事務所	〒770-0841	徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル5階	088-626-9511	088-626-9512
香川事務所	〒760-0054	高松市常磐町1-3-1 瓦町FLAG9階	087-802-6355	087-802-6357
愛媛事務所	〒790-0003	松山市三番町4-11-1 住友生命松山三番町ビル4階	089-931-5494	089-913-7023
高知事務所	〒780-0822	高知市はりまや町1-5-1 デンテック・ターミナルビル5階	088-861-3011	088-861-3013
福岡事務所	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前2-1-1 福岡朝日ビル6階	092-475-6295	092-434-5272
九州駐在	〒802-0001	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2階	093-531-7806	093-531-7906
佐賀事務所	〒840-0816	佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル10階	095-22-7163	095-27-9163
長崎事務所	〒850-0057	長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館5階	095-826-5626	095-832-2211
熊本事務所	〒860-0806	熊本市中央区花畠町1-7 MY熊本ビル6階	096-359-3526	096-319-1055
大分事務所	〒870-0021	大分市府内町3-4-20 大分恒とビル7階	097-538-0512	097-540-5420
宮崎事務所	〒880-0812	宮崎市高千穂通1-6-35 住友生命宮崎ビル3階	0985-38-7210	0985-38-7758
鹿児島事務所	〒890-0053	鹿児島市中央町26-18 南日本中央ビル4階	099-812-9551	099-258-9101
沖縄事務所	〒900-0014	那覇市松尾1-19-1 合人社沖縄県庁前アネクス9階	098-860-0750	098-860-0760

キャリア人材バンク（専用窓口）

東京・立川	〒190-0012	立川市曙町2-36-2 ファーレ立川センタースクエア7階	042-512-9844	042-512-9845
あいち	〒450-0003	名古屋市中区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル4階	052-583-8876	052-583-8886
大阪梅田	〒530-0001	大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル2階	06-6147-9213	06-6147-9256

本部

〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-18-10 住友生命亀戸駅前ビル

03-5627-3600

03-5627-3650